

令和6年9月行田市議会定例会 条例案等新旧対照表

番 号	件 名	ページ
議案第60号	行田市国民健康保険条例の一部を改正する条例	1
議案第61号	行田市下水道条例の一部を改正する条例	2～5
議案第64号	埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約	6

行田市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第3章 <u>被保険者</u> (第4条)</p> <p>第3章 <u>被保険者</u></p> <p>(被保険者としない者)</p> <p>第4条 <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する措置により児童福祉施設に入所している児童、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童又は一時保護が行われている児童であつて、民法(明治29年法律第89号)に規定する扶養義務者のないものは、被保険者としない。</u></p> <p>(罰則)</p> <p>第12条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p>	<p>目次</p> <p>第3章 <u>削除</u></p> <p>第3章 <u>削除</u></p> <p>第4条 <u>削除</u></p> <p>(罰則)</p> <p>第12条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p>

行田市下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第4条の3 使用者は、次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により、公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用するものは、除害施設を設けてこれをしなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目でこの条例により当該公共下水道（当該公共下水道が法第6条第5号に規定する流域関連公共下水道である場合は、当該公共下水道が接続する流域下水道）からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に規定した項目に類似する項目及び<u>大腸菌数</u>を除く。）当該排水基準に係る数値</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定工事店の申請)</p> <p>第6条の2 前条第1項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 排水設備の新設等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地並びに第6条の4第1項の規定により営業所において<u>選任する排水設備工事責任技術者</u>（以下「<u>責任技術者</u>」という。）の氏名並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況</p> <p>2 前項の申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>第4条の3 使用者は、次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により、公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用するものは、除害施設を設けてこれをしなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目でこの条例により当該公共下水道（当該公共下水道が法第6条第5号に規定する流域関連公共下水道である場合は、当該公共下水道が接続する流域下水道）からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に規定した項目に類似する項目及び<u>大腸菌群数</u>を除く。）当該排水基準に係る数値</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定工事店の申請)</p> <p>第6条の2 前条第1項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 排水設備の新設等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地並びに第6条の4第1項の規定により営業所において<u>専属する排水設備工事責任技術者の氏名</u></p> <p>2 前項の申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(2) 個人にあつては、<u>住民票、在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3の在留カードをいう。第6条の6第1号において同じ。）又は特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項の特別永住者証明書をいう。第6条の6第1号において同じ。）</u>の写し及び履歴書</p> <p>(3) 法人にあつては、<u>定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに代表者に係る前号に規定する書類</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 第6条の4第1項の規定により営業所において<u>選任する責任技術者</u>に係る第6条の9第1項の規定により交付された排水設備工事責任技術者証の写し及び履歴書</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>(指定工事店の基準)</p> <p>第6条の3 市長は、前条の規定により申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第6条第1項の規定による指定を行うものとする。</p> <p>(1) 営業所ごとに、第6条の5第1項の規定により<u>責任技術者の登録を受けた者を選任していること</u>。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(責任技術者)</u></p> <p>第6条の4 指定工事店は、営業所ごとに、埼玉県下水道協会（以下「県下水道協会」という。）の会員である市町村又は一部事務組合（以下</p>	<p>(2) 個人にあつては、住民票の写し及び履歴書</p> <p>(3) 法人にあつては、<u>登記事項証明書、定款の写し及び代表者に係る前号に規定する書類</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 第6条の4第1項の規定により営業所において<u>専属する排水設備工事責任技術者</u>に係る第6条の9第1項の規定により交付された排水設備工事責任技術者証の写し及び履歴書</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>(指定工事店の基準)</p> <p>第6条の3 市長は、前条の規定により申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第6条第1項の規定による指定を行うものとする。</p> <p>(1) 営業所ごとに、第6条の5第1項の規定により<u>排水設備工事責任技術者の登録を受けた者が1名以上専属していること</u>。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(排水設備工事責任技術者)</u></p> <p>第6条の4 指定工事店は、営業所ごとに、埼玉県下水道協会（以下「県下水道協会」という。）の会員である市町村又は一部事務組合（以下</p>

改正後	改正前
<p>「市町村等」という。)の登録を受けている<u>責任技術者を選任しなければならない。ただし、同一の都道府県の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない。</u></p>	<p>「市町村等」という。)の登録を受けている<u>排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)</u>を専属させなければならない。</p>
<p>2～4 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p>
<p>(責任技術者の登録の申請)</p>	<p>(責任技術者の登録の申請)</p>
<p>第6条の6 前条第1項の登録を受けようとする者は、第6条の8第1項の下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験に合格した年の翌年2月末日までに規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、市長が別に定める日までに申請することができる。</p>	<p>第6条の6 前条第1項の登録を受けようとする者は、第6条の8第1項の下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験に合格した年の翌年2月末日までに規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、市長が別に定める日までに申請することができる。</p>
<p>(1) <u>住民票、在留カード又は特別永住者証明書</u>の写し並びに<u>経歴書及び写真</u></p>	<p>(1) 住民票の写し、<u>経歴書及び写真</u></p>
<p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(2)～(4) (略)</p>
<p>(指定の取消し又は停止)</p>	<p>(指定の取消し又は停止)</p>
<p>第6条の13 (略)</p>	<p>第6条の13 (略)</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、指定工事店は、第6条の3第1項第1号に規定する<u>選任している責任技術者</u>が欠けたときは、市長にその旨を届け出ることにより3月を超えない範囲内において<u>他の責任技術者</u>をもってこれに充てることができる。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、指定工事店は、第6条の3第1項第1号に規定する<u>専属の責任技術者</u>が欠けたときは、市長にその旨を届け出ることにより3月を超えない範囲内において<u>専属でない責任技術者</u>をもってこれに充てることができる。</p>
<p>3・4 (略)</p>	<p>3・4 (略)</p>
<p>別表第1 (第15条関係)</p>	<p>別表第1 (第15条関係)</p>
<p>1月当たりの下水道使用料</p>	<p>1月当たりの下水道使用料</p>

改正後									改正前										
区分	使用料								区分	使用料									
1 一般 汚水	基本 料金	超過料金汚水排除量 1 m <sup>3</sup> につき								1 一般 汚水	基本 料金	超過料金汚水排除量 1 m <sup>3</sup> につき							
	8 m <sup>3</sup> まで	8 m <sup>3</sup> を超 え30 m <sup>3</sup> ま で	30m <sup>3</sup> を超 え50 m <sup>3</sup> ま で	50m <sup>3</sup> を超 え100 m <sup>3</sup> ま で	100m <sup>3</sup> を超 え200 m <sup>3</sup> ま で	200m <sup>3</sup> を超 え500 m <sup>3</sup> ま で	500m <sup>3</sup> を超 え 1,000 m <sup>3</sup> ま で	1,000 m <sup>3</sup> を 超え るも の	8 m <sup>3</sup> まで		8 m <sup>3</sup> を超 え30 m <sup>3</sup> ま で	30m <sup>3</sup> を超 え50 m <sup>3</sup> ま で	50m <sup>3</sup> を超 え100 m <sup>3</sup> ま で	100m <sup>3</sup> を超 え200 m <sup>3</sup> ま で	200m <sup>3</sup> を超 え500 m <sup>3</sup> ま で	500m <sup>3</sup> を超 え 1,000 m <sup>3</sup> ま で	1,000 m <sup>3</sup> を 超え るも の		
	708円	126円	150円	162円	180円	192円	204円	216円	590円		105円	125円	135円	150円	160円	170円	180円		
(略)									(略)										
									備考 算定した使用料の合計額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。										

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約新旧対照表

改正後	改正前
<p>別表第1（第4条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付</li> <li>2 <u>資格確認書等</u>の引渡し</li> <li>3 <u>資格確認書等</u>の返還の受付</li> <li>4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し</li> <li>5 保険料に関する申請の受付</li> <li>6 上記事務に付随する事務</li> </ol> </div>	<p>別表第1（第4条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付</li> <li>2 <u>被保険者証及び資格証明書</u>の引渡し</li> <li>3 <u>被保険者証及び資格証明書</u>の返還の受付</li> <li>4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し</li> <li>5 保険料に関する申請の受付</li> <li>6 上記事務に付随する事務</li> </ol> </div>